

十勝地域海岸漂着物対策推進協議会 流木対策検討部会の取組について

1 部会の開催状況について

第1回部会 (H29.7.24)	流木対策検討部会を設置、平成29年度～30年度で、流域の関係機関が一体となって流木発生抑制と利用促進対策を進めることとした。 構成員 帯広開発建設部、森林管理署（十勝東部、十勝西部、東大雪支署）、管内各市町村・漁業協同組合・森林組合、道漁連釧路支店、道森連帯広営業所、十勝総合振興局（保健環境部、産業振興部、森林室、建設管理部）
現地検討 (H29.8.8)	森林管理者と河川管理者が相互の流木対策の取組を理解した上で検討を進めることが重要であることから、平成28年8月の台風等による流木被害等が発生した、河川での流木の処理状況や山地溪流でのスリットダム設置予定箇所などの現場において、関係機関が意見交換を行った。
第2回部会 (H30.3.7)	平成29年度の流木発生抑制と利用促進対策の取組について整理を行い、平成30年度の取組方針について検討を行った。
第3回部会 (H30.10.10)	十勝地域における流木発生危険箇所の抽出を行い部会にて報告。浦幌町の道有林にて試験施工を実施した簡易流木捕捉工の現場において意見交換を行った。
第4回部会 (H31.3.20)	平成31年3月20日に第4回検討部会を開催し、十勝のこれまでの取組と今後の対応について取りまとめを行った。

2 これまでの取組について

流域内の情報一元化と共有化	森林管理者と河川管理者からの治山・砂防施設計画、流木や河道内伐採樹木の量などの情報を、部会事務局の林務課がとりまとめ、平成30年4月から、部会構成員と木質資源利用者に情報提供を行った。
流木発生抑制対策	十勝地域において、スリットダムの設置や、流木や傾倒木などの危険木除去を行うとともに、簡易な流木捕捉施設の試験施工を実施するほか、流木の発生危険箇所の判定の検証などを行い、「流木被害の軽減を目指す森林づくりについて」をとりまとめ、目指す森林の姿を設定した。 この中で、溪流沿いの森林を地形や流水の影響などにより区分し、その区域ごとの森林整備の方針と、荒廃している溪流については、森林整備に加え、治山事業による施設整備の方針を示した。
流木利用促進対策	部会事務局（林務課）が木材利用業者と河川管理者等との調整を行い、建設管理部が管理する流木の無償提供を実施したほか、農地海岸に漂着した流木を現地周辺にてチップ化し、トラックで工場に運搬して利用可能サイズに再度チップ化を実施し、農業用の資材としての利用を図った。 さらに、これらの結果を基に、流木の活用に向けた関係機関の合意事項について取りまとめた。

3 今後の取組について

流域内の情報一元化と共有化	事務局において関係機関の流木発生抑制対策や流木等の処理などの計画及び実績について取りまとめ、関係機関で共有するほか、十勝総合振興局のホームページでも公表する。 また、関係機関から流木の発生状況や堆積状況などについては、適宜、情報提供を受け、必要に応じて対応策の検討を行う。
流木発生抑制対策	「流木被害の軽減を目指す森林づくりについて」に係る普及パンフレットを作成して、道、市町村、森林組合等の森林整備関係者に配布することにより、流木危険箇所における被害の軽減に向けた森林整備の推進を図る。 また、十勝総合振興局森林室管理の道有林（浦幌町）に設置した簡易流木捕捉施設と、従来の流木捕捉施設等との比較検証を行うなどして、効果的な流木の発生抑制対策について検討を続ける。
流木利用促進対策	流木の発生時においては、事務局が中心となって、関係機関の間で流木の発生状況等について情報を共有するとともに、仮置き場の確保など、流木の利用に係る協力事項について関係機関で検討・協議を行う。 さらに、利用事業者が効率的に流木を利用できるような流木の提供方法について、管理者等と情報交換等を進めていくほか、流木の性状や流木の利用に係る関係機関の取組など、住民の意識醸成や流木利用促進に向けた情報発信を進める。 また、流木の熱利用や FIT 制度を活用した利用など、各地域での流木の利用に係る情報収集を行い、これらの情報を利用者に対して提供することにより、多方面での利用の可能性を探っていく。